

議案第85号

鳥取県町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の増加及び
同組合規約を変更する協議について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項の規定により、平成31年4月1日から、鳥取県町村総合事務組合に南部箕蚊屋広域連合及び日野病院組合を加入させることとし、次のとおり鳥取県町村総合事務組合規約の一部を変更する協議をすることについて、同法第290条の規定により、本議会の議決を求める。

平成30年12月10日

三朝町長 松浦 弘幸

鳥取県町村総合事務組合規約の一部を変更する規約

鳥取県町村総合事務組合規約（平成29年4月1日告示第1号）の一部を次のように変更する。

別表第1中「鳥取中部ふるさと広域連合」を「鳥取中部ふるさと広域連合、南部箕蚊屋広域連合、日野病院組合」に、別表第2第3号中「南部町・伯耆町清掃施設管理組合」を「南部町・伯耆町清掃施設管理組合、南部箕蚊屋広域連合、日野病院組合」に改める。

附 則

この規約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項の規定による知事の許可を受けた日から施行し、平成31年4月1日から適用する。